

横瀬町 ALT 常駐化に伴う管理業務委託に係る公募型プロポーザル

審査要領

令和 8 年 9 月
横瀬町教育委員会

1. 基本方針

横瀬町 ALT 常駐化に伴う管理業務委託に係る公募型プロポーザルは、提出された審査書類の内容及びプレゼンテーションの優秀性により委託業者を選定するために行う。

2. 審査

審査は、副町長、教育長、教育次長、学校教育指導員、横瀬小学校長、横瀬中学校長、まち経営課国際交流担当の7名により行う。

3. 審査行程

審査は、一次審査と二次審査を行うものとし、各審査の内容については次のとおりとする。

(1) 一次審査（提出書類の審査）

- ・提出書類の内容について審査し、二次審査の対象となる事業者を2～3者選定する。
審査基準は、別紙1のとおりとし、審査員全員の合計点をその事業者の一次審査の評価点とし、最も評価点の高い提案者から順次選定する。

(2) 二次審査（提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答）

- ・一次審査通過者による提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- ・プレゼンテーションの内容を審査員が審査し、審査基準の評価項目ごとに評価点を算出し、審査員全員の合計点をその事業者の二次審査の評価点とする。

4. 業務受託候補者の選定方法

- ・二次審査の評価点の総配点が60パーセント以上の者の中で最も高い者を業務受託候補者とする。
- ・上位の提案者が辞退または失格となった場合は、評価点の総配点の60パーセント以上の高い者から順に業務受託候補者とする。

5. 契約者の最終決定

- ・業務受託候補者との交渉を経て契約者を決定する。
- ・第1位受託候補者との交渉が不調の場合は第2位の受託候補者へ順次交渉を行い契約者を決定する。

6. 審査の中止

提案者が、次の(1)から(3)のいずれかに該当した場合は、即時に不合格とし、その提案者の審査を中止する。

(1) 提案者が指名停止を受けた場合。

(2) 提案者が、経営不振の状態（整理開始の申し立て又は通告がされたとき、破産の申し立てがされたとき、再生手続き開始の申し立てがされたとき、更生手続き開始の申し立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にある場合。

(3) 提案者の提出書類に虚偽の記載がある場合。

横瀬町 ALT 常駐化に伴う管理業務委託に係る公募型プロポーザル
審査基準

評価項目	番号	評価事項	加重
適格性・信頼性	1	教育に対する企業理念やコンセプトに基づき、十分な業務遂行能力（実施体制、ノウハウ、法令遵守等）を持ち合わせ、円滑な業務達成が期待できるか。	× 1
業務実績	2	他自治体等における類似業務の受託実績とその効果が十分であるか、また、本町での業務達成が期待どおりに実現できる内容となっているか。	× 2
自治体間交流 協定	3	協定先としての適切性（人口規模、地理的要因、本町との親和性等）と締結に向けた確実性はあるか。	× 2
管理体制	4	ALT の人材確保体制（募集体制、質の確保手法）は十分整っているか。	× 1
	5	ALT の能力等（資格、免許、実績等）は十分備わっているか。	× 3
	6	ALT 管理者の能力等（資格、免許、実績等）は十分備わっているか。	× 1
	7	ALT の日常生活全般（心身に係る健康管理体制含む）に対する支援体制は十分整っているか。	× 2
	8	ALT の業務支援体制は十分整っているか。	× 2
	9	ALT に関する突発的事案（離職、事故、トラブル等）への対応策は十分整っているか。	× 1
	10	教育委員会及び学校との連絡体制、教育委員会や学校からの要望や苦情への対応は十分配慮されているか。	× 1
企画内容	11	ALT による児童生徒や教職員の英語力等向上に資する取組の企画等が、期待できる内容となっているか。	× 2
	12	ALT の資質向上（研修、育成方法等）に係る支援は、期待できる内容となっているか。	× 2
	13	小中学生が英語に抵抗感を持たないための効果的な工夫がなされ、期待できる内容となっているか。	× 2
	14	語学能力等が向上したことが計測可能な指標の提案はあるか。	× 1
	15	独自の提案やアピールがあり、その内容は優れているか。	× 1
業務コスト	16	参考見積価格に妥当性はあるか。	× 1